

答申第 1142 号

諮問第 1794 号

件名：勤務記録簿の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、勤務記録簿（令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月までの愛知県稲沢警察署警務分）（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）の一部開示決定において、警務係の実員人数を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 1 月 11 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 2 月 15 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 1 月 11 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、稲沢警察署警務課長に面談を求めたが、叶わなかったところ、稲沢警察署警務課長の勤務状況に関する文書の開示を求める内容の行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

この行政文書開示請求は、後日所要の補正を行った結果、その請求内容は、

稲沢警察署 B 警務課長の勤務状況がわかるもの

（令和 5 年 12 月 14 日以降分に限る）

（勤務記録簿、旅行命令書）

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

となった（以下、この行政文書開示請求における勤務記録簿に対する

開示請求のことを「本件開示請求」という。)

(イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書は、本件開示請求日時点で、稲沢警察署で保管する、令和 5 年 12 月及び令和 6 年 1 月に稲沢警察署警務課長が勤務した結果が記録されたものと判断し、本件開示請求の対象文書を勤務記録簿(令和 5 年 12 月分及び令和 6 年 1 月分の稲沢警察署警務課のもの)(以下「本件対象文書」という。)と特定した。

(ウ) 決定期間の延長及び行政文書一部開示決定

本件開示請求について、開示請求が同時期に集中したことにより、短期間に開示決定をすることが困難であったため、条例第 12 条第 2 項の規定により決定期間を延長した。

そして、処分庁は、本件対象文書には、条例第 7 条に定める不開示情報が含まれていたため、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に該当する部分を不開示として、条例第 11 条第 1 項に基づき、令和 6 年 2 月 15 日付けで行政文書一部開示決定(務警発第 1817 号)(以下「本件処分」という。)を行った。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件対象文書について

職員の勤務管理については、愛知県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する規程の運用(令和 5 年務警発甲第 170 号)により職員の勤務、休暇等の状況を警察給与管理システム(以下「システム」という。)に記録して、事務を処理するものとしている。

本件対象文書は、システムに記録した勤務管理に関する情報を出力したものである。

この勤務記録簿は、愛知県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する規程(令和 5 年愛知県警察本部訓令第 22 号)に定めのある休暇、職務専念義務の免除、欠勤、育児休業等、自己啓発等休業及び配偶者同行休業(以下「休暇等」という。)を取得した場合、その休暇等の内容が記載されるものであり、職員に正規の勤務時間が割り振られた場合については空欄となって表示される。

また、このシステムにおいて勤務記録簿を出力する場合、各課の係単位ごとに出力する仕組みとなっている。

つまり、システムから勤務記録簿を出力するのであれば、警務課の場合、警務係、留置管理係及び住民サービス係の各係単位での出力が可能であるが、本件開示請求において指摘されている警務課長については、システム上、警務課長単独での出力ができない。

よって、警務課長の勤務記録簿をシステムから出力しようとするのであれば、システム上において警務係を選択し、警務係員の勤務記録

簿と同一の用紙で出力することとなるものである。

(イ) 条例第7条第2号該当性

a 職員番号

職員番号は、職員一人ひとりに割り当てられた番号であり、職員の人事、給与、共済事務等において使用されている。

この職員番号は、その性質から公にすることにより当該職員個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

b 休暇等の表記

本件対象文書には、週休日を示す「×」、休日を示す「休日」、休日に勤務した代休を示す「代及び休日の日付」が付されている。これら代休発生日及び代休取得時間を除く休暇等の表記については、職員個人が取得した休暇等に関する情報であって、公務員の勤務状況を表す情報であるが、職員の私事に関する情報を含むことから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

(ウ) 条例第7条第4号該当性

a 警務係の実員人数

本件処分では警務係の実員人数を、留置管理の体制に関する情報として不開示としている。

留置管理係の人員は被疑者又は被告人の留置及び勾留に関する監視体制等が明らかとなる情報であり、これらの情報を公にすると、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがある。

また、稲沢警察署の警務課は、警務係、住民サービス係及び留置管理係で構成されているところ、上記(ア)で述べたとおり、稲沢警察署警務課長の勤務記録簿をシステムから出力しようとするのであれば、同システムにおいては係単位での出力となるものであって、稲沢警察署警務課長単独では出力することはできないことから、本件対象文書のとおり、警務課長の勤務記録簿については、警務係の係員と同一の用紙に出力されたものとなっている。

そして、本件対象文書は稲沢警察署警務課長以外の記載内容により警務係員の数が判明するものとなっている。

愛知県警察においては、警察署の各課の人員は原則として開示することとしているところ、警務係及び住民サービス係の人員そのものは留置管理業務に直接関連しないが、開示する警務課の人員から警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留

置管理系の人員が判明することから、警務係及び住民サービス系の人員についても留置管理系の体制が分かる情報となるのであって、これらの係の実員人数は条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

なお、警務係の行の氏名欄には警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職の警察職員の氏名が記載されており、この部分は条例第7条第2号ただし書ハの不開示情報にも該当する。

b 警務係の勤務状況が分かる部分

本件処分では、警務係の勤務状況を犯罪捜査の体制に関する情報として不開示としている。

本件対象文書における稲沢警察署警務課長の欄の下部には、同署警務係の係員の勤務記録が記載されており、各日付毎の列には、同署警務課長と同様に、個々の職員の勤務状況が記載されている。

警察署における警部補以下及びこれに相当する警察職員の勤務状況は、当該警察署の犯罪の予防、鎮圧及び捜査に関する体制に係る情報である。そして、警部補以下及びこれに相当する警察職員については、重要事件等発生時には、その職務に従事するものであり、この情報が開示されることによって、当該警察署の犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に必要な一日あたり投入可能な人数が明らかとなり、犯罪を企図する勢力が警察の対処能力を研究・分析し、その対抗手段を取ることを容易とするおそれがある。つまり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件処分の決定通知書には、警務係の実員人数を開示しないこととした理由として、「留置管理の体制に関する情報」と記載されているが、これは、留置管理係のことであって、警務係の仕事内容ではないのであるから、不開示とされた警務係の人数を明らかにすべきである旨主張し、審査請求人が過去に、別の行政文書開示請求を行った結果、行政文書一部開示決定（令和4年9月14日付け、務警発第9801号）等により、稲沢警察署警務課の係ごとの人員が記載された行政文書が開示されたが、この時、同署警務課の警務係、住民サービス係及び留置管理係の人員は、不開示とされなかったことを指摘し、不開示部分（警務係の実員人数）の開示を求めている。

しかしながら、前記(1)、イ、(ウ)、aで述べたとおり、警務係の人数は、留置管理系の体制が分かる情報となることから、これを公にすることにより留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがあり、また、警務係や留置管理係の人員の開示を過去に受けたということが、本件開示請求日時点ある

いは将来にわたり、開示されることに支障がないとの根拠とはなり得ないため、本件において警務係の実員人数は、条例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断したものである。よって、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は別記のとおりであり、本件行政文書は、令和5年12月及び令和6年1月の稲沢警察署警務課警務係の勤務記録簿である。

(2) 本件審査請求について

処分庁は、本件行政文書のうち、別表の1欄に掲げる部分について不開示とする本件行政文書一部開示決定をしたところ、審査請求人から別表の1欄に掲げる部分のうち、警務係の実員人数について開示することを求めるとして、本件審査請求が提起された。

よって、警務係の実員人数が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、開示しないこととした理由として「留置管理の体制に関する情報」と記載されているが、これは留置管理係のことであって警務係の仕事内容ではない旨主張している。

処分庁によれば、留置管理係の人員は、被疑者又は被告人の留置及び勾留に関する監視体制等が明らかとなる情報であり、これらの情報を公にすると、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。また、警務係及び住民サービス係の人員そのものは留置管理業務に直接関連しないが、開示する警務課の人員から警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留置管理係の人員が判明するとのことである。

当審査会において本件行政文書のうち、警務係の実員人数の部分を見分したところ、警務係として配属されている人数分の職員の氏名、階級等が記載されていた。

当審査会において検討したところ、既に開示されている警務課の人数から警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留置管理係の人数が判明することから、警務係の実員人数は、留置管理の体制に関する情報であって、これを公にすることにより、留置及び勾留業務に支

障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

よって、警務係の実員人数は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、過去に警務課の各係毎の人数が開示されている旨主張するが、仮に過去の別件の開示決定等があったとしても、処分庁が当然にその判断に拘束されるものではなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、警務係の実員人数の条例第 7 条第 4 号該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

稲沢署 B 警務課長の勤務状況がわかるもの（令和 5 年 12 月 14 日以降分に限る）（勤務記録簿）（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
・職員番号 ・個人の取得した休暇が分かる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
警務係の実員人数	条例第7条第4号に該当 留置管理の体制に関する情報であって、公にすることにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。
警務係の勤務状況が分かる部分	条例第7条第4号に該当 犯罪捜査等の体制に関する情報であって、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 5 . 1 7	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 2 . 2 5 (第 701 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 4 . 2 4 (第 704 回審査会)	審議
7 . 5 . 2 7	答申